

令和5年度 第1回碧南市総合教育会議 次第

日時 令和5年6月22日（木）

午後3時30分～

場所 市役所 4階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 部活動の地域移行の現状について

(2) ラーケーションの日について

(3) 意見交換

4 その他

5 閉会

令和5年度碧南市総合教育会議出席者名簿

No.		部課名	役職名	氏 名	備 考
1	市 長			禰宜田 政信	
2	教育委員			岡本 明弘	
3	教育委員			池田 香代子	
4	教育委員			伊藤 正幸	
5	教育委員			大村 幸	
6	教 育 長			生田 弘幸	
7	碧南市 (事務局)	総務部	部長	山本 政裕	
8		教育部	部長	岡崎 康浩	
9		経営企画課	課長	杉浦 英樹	
10		経営企画課 (庶務課)	主幹	松野 盛高	
11		学校教育課	課長	小島 広明	
12		生涯学習課	課長	鈴木 善三	
13		スポーツ課	課長	中嶋 忠彦	
14		経営企画課	政策推進係長	杉浦 宏和	
15		経営企画課 (庶務課)	政策推進 担当係長	井上 貴光	
16		生涯学習課	生涯学習 担当係長	濱村 伸吾	
17		スポーツ課	スポーツ 担当係長	磯貝 征伯	

部活動地域移行支援事業（運動部）について

1 碧南市の方針

- ・子どもたちにとって、現在より、スポーツ環境がよくなる地域移行・地域連携を目指す

2 部活動の現状

- ・少子化の影響で部員数が減少している。一つの中学校だけでは団体種目の規定人数を満たさない学校がある。（野球、サッカー、ソフトボール等）
- ・すべての部活動に専門性の高い指導員が配置できていない。
- ・学校の規模により運営できない部活動があり、所属校によって部活動の選択肢が異なる。
- ・昨今の部活動の現状を鑑み、部活動ではなくスポーツクラブを選択する生徒が増加。（部活動部員数の減少）

3 地域移行・地域連携の現状

学校部活動

- ・土日の部活動外部講師の増員
令和4年度に碧南市スポーツ協会に、土、日の部活動の指導をしていただける外部講師の推薦依頼をした。その結果、令和4年度には54名だった外部講師を現在86名まで増やすことができた。
→専門性の高い指導員の確保
- ・中小学校体育連盟主催大会への参加資格の緩和
令和5年度より、地域スポーツクラブ（許可された種目）、拠点校部活動、地域移行部活動の中小体育連盟主催大会に参加が可能に。今後さらに条件が緩和されていく可能性がある。
→部活動選択の拡大

部活動支援事業（社会体育）

- ・学校部活動の活動の縮小（朝練の廃止、練習日の制限等）を受け、部活動登録生徒を対象に令和元年度より部活動支援事業を実施している。現在平日の夜間19:00～21:00学校開放事業を利用し年間30回程度の活動を実施。指導員は教員の兼職兼業を含めて、碧南市が認めた部活動指導員が指導に当たる。種目はバレー男女、バスケットボール男女、サッカー男女、ソフトテニス男女、卓球男女の5種目。令和5年度は新たに軟式野球を開設予定。

4 今年度の予定

- ・外部講師の増員
- ・学校部活動地域移行検討委員会の設置
- ・教頭、体育主任、部活動顧問等による意見交換会の実施
- ・拠点校部活動、地域移行部活動の導入の検討
- ・部活動外部講師に対しての研修会の実施。愛知県中小体連碧南支所長を講師として、部活動の教育的意義や発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応等の研修を予定。
- ・部活動支援事業軟式野球を追加予定（今年度9月から開催予定）

5 今後の方向性

- ・現在は部活動が学習指導要領に明記され、学校教育活動の一環として行われている。次の学習指導要領で部活動がどのような位置づけになるかが大きなポイントとなる。
- ・碧南市は部活動が学校教育活動の一環として残っても、外れても対応できるように準備を進めていく。

令和5年度 部活動地域移行支援事業（文化部）について

1 方針について

- (1) 対象を、7小学校の金管クラブと5中学校の吹奏楽部とする。
- (2) R5～R7は、小学校は特別クラブ、中学校は部活動として存続し、土日に外部指導者による専門的な指導を受けることができるようにする。この三年間で、外部指導者による専門的な指導を受ける機会を着実に増やしていく。
- (3) 顧問の指導技術のレベルアップを図り、平日の活動の質の向上をめざす。
- (4) 部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、活動の計画、実施、評価、修正点について検討する。

2 内容について

(1) 碧南市民吹奏楽団による指導

(目的) 児童生徒や部活動のニーズに合った指導方法を取り入れた活動を進めるとともに、児童生徒が地域で活動に参加できる環境の整備充実を積極的に進める。

- ・1校につき年間5回以内(2名)を予定

(2) 名古屋芸術大学との連携事業

(目的) 碧南市内だけでは外部指導者が不足しており、それを補うため、本市出身で活躍している卒業生の多い名古屋芸術大学との連携事業を計画、実施する。

- 予定 ① 7 / 1 (土) ・中学校の吹奏楽部の指導(各校)
・名芸大生による吹奏楽&金管バンドのミニ演奏会(文化会館ホール)
- ② 11 / 4 (土) ・小学校の金管バンドの指導(各校)
・中学校の吹奏楽部の指導(各校)
- ③ 12 / 2 (土) ・中学校の吹奏楽部の指導(各校)
・名芸大生によるソロ&アンサンブル演奏会(エメラルドホール)

(3) 碧南出身の専門家による技術的な指導を受けられることができる楽器塾の開校

(目的) 児童生徒が、専門家による技術指導を受けるとともに、碧南出身者の活躍にふれ、生涯にわたって音楽に親しもうとする土壌をつくる。

- ・サックス塾(磯貝充希:名音大講師)、トロンボーン塾(永井淳一郎:名芸大講師)、フルート塾(鳥居悦子:笛の会)、トランペット塾(伊葉野晃暢:名フィル)を開校する。
- ・11/5(日)、11/12(日)、12/10(日)、1/14(日)、1/21(日)、1/28(日)、2/4(日)

3 確認事項について

- (1) 楽器の種類だけ練習方法が違うことを理解して指導にあたる。
- (2) ①基礎練メソッド、②行進曲、③ポップス、の3曲を小学校7校が共通して練習する。
※いつでも合同で演奏できるよう準備しておき、校内外の依頼演奏に出演できるようにする。
- (3) 楽器塾では、備品を保護者が運搬する場合があるので、備品を校外へ持ち出すときのルールを各校で周知する。顧問が、「いつ、誰が、どの楽器を持ち帰り、いつ戻ってくるか」を確実に把握しておく。

4 その他

- (1) 令和6年度以降については、①碧南市吹による指導回数を増やす、②名古屋芸術大学との連携事業の回数を増やすとともに内容を充実させる、③楽器塾では、基本編成(9種類の楽器)のすべての楽器を網羅する、というように地域移行を進めていきたい。
- (2) 楽器に親しみたいという児童生徒へ、少しでもよい環境となるよう検討する。

【ラーケーションの日 今後の流れ】

モデル事業については、19市町村が取り組む予定です。

- ・ 6月 9日 ラーケーションの日 意見交換会（各教育関係団体参加）
- ・ 6月 12日～ 修正等書類が整い次第、ラーケーションの日実施資料
 事務所送付
- ・ 6月下旬 モデル事業希望 説明会
- ・ 7月～ モデル事業委託契約等

2学期以降、準備のできた市町村から実施することになっています。令和5年度は、年度途中からの実施ということで、2回まで取得してもよいことになります。

モデル事業の取組をみてから、碧南市としての準備をしていくこととなりますので、9月からのスタートは難しい状況です。
--

「ラーケーションの日」実施の手引き（たたき台）

1 「ラーケーションの日」とは

子供たちが**保護者等***とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日。校外での自主学習活動であるとし、学校に登校しなくても「欠席」の扱いとはしない。保護者等の休暇に合わせ、年に3日まで取得することができる。

*保護者等：祖父母や成人した兄弟等の保護者に相当する人も含む。子供の置かれた状況によっては、親族以外の人も含む。

2 「ラーケーションの日」のねらい

（1）愛知県「休み方改革」プロジェクトとしての側面

愛知県は、経済界・労働界・教育界とともに、「休み方改革」を通じ、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指している。そうした中、家族と子供が一緒に過ごせる仕組みづくりとして、「県民の日学校ホリデー」が創設され、「ラーケーションの日」の創設・導入に向けた環境整備が行われることとなった。

（2）教育的側面

教育基本法の家庭教育の条項（第10条）には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあることから、子供の教育のすべてを学校が抱え込むのではなく、保護者の教育力を引き出すことも必要である。

また、文部科学省令和3年答申*では、「児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性」が指摘されており、「指導の個別化」とともに、「学習の個性化」も必要だとされている。保護者の教育力も借りながら、子どもの学びに向かう力を高めていくことは、教育的価値がある。

*『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日中央教育審議会）

3 「ラーケーションの日」の実施対象

・愛知県内の公立学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の児童生徒

※ 私立学校については、各学校の判断にゆだねる。

※ 幼稚園と保育所については、対象としない。

4 「ラーケーションの日」の指導要録上の扱い

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日文部科学省）が示す「出席停止・忌引等の日数」における「その他教育上特に必要な場合で，校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として扱う。

【指導要録への記載方法】

例 インフルエンザで 4 日、ラーケーションの日で 2 日、風邪で 2 日休んだ場合

授業 日数	出席停止・忌 引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席 日数	出席 日数	備 考※
220	6	214	2	212	インフルエンザ 4、ラーケーションの日 2

※備考には、「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

5 「ラーケーションの日」の実施に向けて

1 準備

1 導入時期を決定する。

※ 児童生徒及び保護者への周知期間、届け出の期間についても考慮する。

2 必要事項を決定する。

(1) 届け出の方法

例①	欠席アプリ・連絡帳アプリなどを活用する場合 保護者 ・県の用意した「ラーケーションHP」（仮称）から「ラーケーションカード」をダウンロードし、必要事項を記入する。 ・保護者のスマートフォンにインストールされている欠席アプリ・連絡帳アプリで、保護者が届け出る。 ・必要に応じ、給食に関する確認事項等を連絡欄などで伝える。 学 校 受領確認ができるアプリについては、アプリで確認する。連絡帳アプリなど、やり取りができるアプリについては、返信をする。	メリット ・アプリで完結するので、保護者にとって活用しやすい ・学校にとっても集約がしやすい デメリット ・アプリによっては、保護者からの確認事項や、学校からの確認の旨が連絡できない。
例②	電子メールを活用する場合 保護者 ・県の用意した「ラーケーションHP」（仮称）から「ラーケーションカード」をダウンロードして必要事項を記入する。 ・保護者が、学校に、ラーケーション届け出の電子メールを送り、届け出る。 学 校 メールに返信をする。	メリット ・どの学校でも導入が可能 デメリット ・児童生徒数の多い学校だと、メールの管理に手間がかかる
例③	Google フォームなどのサービスを活用する場合 保護者 ・学校のHPにアクセスし、学校が準備したGoogle フォームなどのフォームサービスに入る。 ・ラーケーションカードと同一の内容が書かれた説明を読みながら、ラーケーションについて理解し、必要事項を入力したり、チェックしたりしながら届け出る。 学 校 確認した旨を、児童生徒経由でプリント等を使って伝える。	メリット ・管理が大変楽 デメリット ・Google フォームなどの準備が必要 ・市町村のセキュリティポリシーによっては、フォームサービスなどが使用できない
例④	連絡帳や電話などを活用する場合 保護者 ・県の用意した「ラーケーションHP」（仮称）から「ラーケーションカード」をダウンロードして必要事項を記入する。 ・その後、連絡帳や電話で学校に届け出る。 学 校 確認した旨を、連絡帳や電話で伝える。	メリット ・校務支援システム等の有無に関わらず対応が可能 デメリット ・記録を転記しなければならないため、業務が増える

(2) 給食の取り扱い

- ・児童生徒が欠食の際は、可能な限り給食をカットし、給食費の負担を軽減することが望ましいことから、「ラーケーションを取る日の○日前までに届け出をすれば、給食のカットが可能」というように、学校の事務処理を踏まえたルールを設ける。

(3) 「ラーケーションの日」の取得を認めない日（期間）

- ・テスト期間や、学級の役割を決める期間、行事の練習が本格化する期間など、教育活動に大きな影響のある日（期間）は、あらかじめ「ラーケーションの日を取得することができない日（期間）」として設定し、ラーケーションカードに示す。

3 教職員間での共通理解を図る

2 周知

○ 保護者への周知

保護者用リーフレットを配布し、学校がラーケーションを実施することを伝える。

- ・導入時期
- ・届け出方法
- ・子どもと保護者による計画づくり
- ・ふりかえり
- ・「ラーケーションの日」の取得を認めない期間
- ・給食費の取り扱い
- ・受けられなかった授業内容を自習で補うこと

○ 地域への周知

県教育委員会が作成する地域用リーフレットを配布したり、学校だよりや学校HPに記載したり、地域との会議の中で話題にしたりして、学校がラーケーションを実施することを伝える。

3 子供と保護者による計画づくり

○ 子供と保護者が、「ラーケーションHP」（仮称）からダウンロードしたラーケーションカードでルールを見ながら、計画を立てる。

① いつ ② どこで ③ だれと ④ 何を学ばか

※子供と保護者が、ラーケーションの日を積極的に学びの場として活用できるよう、参考となるHPを今後開設予定。

4 保護者からの申し出

5 学校の確認

- 学校が定めた方法で保護者が申し出をし、学校が確認をする。

6 ラーケーションの実施

- ラーケーションの日を取得し、校外で、体験や探求の学び・活動を実行する。
 - ・通常の欠席児童生徒に行っている支援（例. 後日のプリント配付や声がけ、単元テスト等の見込みでの処理等）と同様の対応は行うが、特別な学習補充は行わない。
 - ・病気で欠席等とは異なるため、様子を確認するために授業後に電話をするなどの対応は必要ない。
 - ・出席簿は、「忌引き・出席停止等」の扱いとする。指導要録の「指導の記録」の出欠席の日数の記録欄には、「ラーケーションの日 ●日」の記載が必要になる。
 - ・給食実施簿は、申し出の際の確認に基づいて処理する。

7 ラーケーションの実施後

- 家庭で学んだことについて話し合ったり、次回の計画を考えたりする。
 - ・「ラーケーションの日」に関する発表会などは設けない。

愛知発の新しい学び

資料 4

ラーケーションの日

ラーニング バケーション
Learning (学ぶ) + vacation (休暇)



「未来につながる家庭での学び」、「学校以外での学び」を応援するために、愛知県では、「ラーケーションの日」をスタートさせます。

平日だからこそできる学校外での学びを、ぜひ、子どもと一緒に計画してください。

愛知県教育委員会
令和 5 年 ● 月

ラーケーションの日とは

ラーケーションは、学ぶ(ラーニング)と休暇(バケーション)を組み合わせた愛知県発の新しい学び方&休み方です。

子供が保護者等と共に、校外(家庭や地域)で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日——それが「ラーケーション」という新しい制度です。

校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「忌引・出席停止等」と同じ扱いとなります。

保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取ることができます。

ラーケーションの日 届け出の流れ

市町村でカスタマイズ

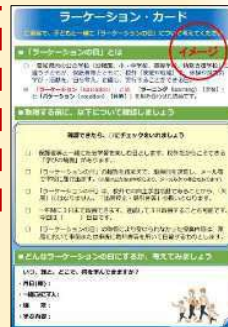
1 計画を立てる

保護者等の休みに合わせ、子供と一緒に体験や探究の学び・活動を計画する。
※参考 右ページの「学びのキーワード」

① いつ ② どこで ③ だれと ④ 何を学ぶか

2 届け出る

- ① 県の「ラーケーションの日」のHPにアクセスする。
- ② ラーケーションカードをダウンロードする。
- ③ 「ラーケーションのきまり」を確認する。
- ④ 子供と考えた計画を確認し、学校にメール等で届け出る。



【ラーケーションカードのイメージ】

3 ラーケーション

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

4 振り返る

学んだことについて話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

ご留意いただきたいこと

- ラーケーションの日は、事前に届け出る必要があります。
- 給食費のカットができるのは、ラーケーションの日を取る までです。それ以降でも申し出はできますが、給食費はご負担をお願いいたします。
- ラーケーションにより学校で受けられない授業の内容は、自習で補います。
- 行事などの教育活動のために、学校が定めた「ラーケーションを取ることができない日」には、ラーケーションを取ることはできません。

〇〇小学校でラーケーションを取ることができない日

4月0日～0日(年度はじめ) 1月0日～0日(合唱フェス準備)
7月0日～0日(夏祭り準備) 3月0日～0日(卒業式練習)
10月0日～0日(運動会準備)

ラーケーションの日 活動例

ラーケーションの可能性は無限大。県の HP でも、各地で取り組むことのできるラーケーションを紹介してまいります。

県の HP で
もっとくわしく



学びのキーワード

環境・自然・国際理解・実験・観察・スポーツ・創作・芸術・伝統芸能・
歴史・文化・福祉・音楽・SDGs・見学・鑑賞・キャリア・散策……

ものづくり



「ものづくり大国」の本県には、50 品目以上の伝統工芸品があります。ものづくりを通して、歴史や職人さんの思いを学びます。

農業体験



農業体験に参加し、栽培や収穫を行います。体験を通して、収穫や働くことの喜びを感じたり、「食」への関心を高めます。

自然体験



自然に飛び出して思いっきり体を動かしたり、身近な環境問題について調べたり…。自然の大切さを学びます。

工作・写生



身近にある素材や廃材などを利用して工作をしたり、近所のお寺を写生したり…。じっくりと作品作りに取り組みます。

ふれあい体験



生き物に餌をあげたり、じっくりと観察したり…。生き物とふれあい体験を通して、命の大切さも学びます。

文化財訪問



地域や国の文化財を見学したり、施設の方のお話を聞いたり…。学校で学んだ知識を深めたり広めたりします。

週	◎事業検討・関係団体への説明	○モデル事業の実施	(参考)	
			教育長会	校長会
4月	3	イニシアチブ周知(事務連絡)		
	10	R5市町村意向調査	4/13 町村	4/14
	17		4/18 尾張	
	24	R5市町村意向調査のまとめ	4/25 三河	
5月	1			
	8	5/8 10:30- 第4回 意見交換会(ラウンドテーブル) I ラーケーション 市町村意向調査の結果 II ラーケーション・学校への説明資料提案① :学校の不安を解消するために、ラーケーションの目的・具体的な実施手順など掲載した説明資料の第1案を提案する。 III ラーケーション説明リーフレット提案① :保護者・児童生徒向けリーフレット、地域向けリーフレットの第1案を提案する。 IV ラーケーション・モデル事業提案① :特にラーケーションに興味をもっている地域をモデル地域に指定し、9月から試行実施する。2月の意見交換会までに、成果と課題をまとめ、R6からの実施に生かす。 V 年間スケジュール提案	※第1回意見交換会終了後、モデル事業の手直しをし、モデル事業募集開始	5/11 町村
	15			
	22	モデル事業 〆切・調整・決定		
6月	29	モデル事業参加地域決定通知		
	5	6/9 14:00- 第5回 意見交換会(ラウンドテーブル) I ラーケーション・モデル事業地域の決定報告 II ラーケーション・モデル事業提案② :第1回でいただいたご意見をもとに、改善案を提案する。 III 学校への説明資料提案② :第1回でいただいたご意見をもとに、説明資料の第2案を提案する。 IV ラーケーション説明リーフレット提案② :第1回でいただいたご意見をもとに、ちらしの第2案を提案する。	※第2回意見交換会終了後、学校への説明資料、ラーケーション説明リーフなどを手直しし、モデル事業地域へ送付	6/6
	12			
	19	「ラーケーションの日」モデル地域(校)説明会	県→モデル地域(校)への説明開始	
7月	26	モデル地域(校)への説明資料・保護者用リーフレット配付		
	3	7/4 尾張都市教育長会 7/5 県校長会	モデル地域(校)→保護者への説明	7/4 尾張 7/5
	10	教育関係諸団体への「休み方改革」説明の実施		
	17			
8月	24	7/24(予定) 三河都市教育長会		
	31			
	7			
	14	中旬 愛知教職員組合連合会		
9月	21			
	28			
	4	9/7 県小中学校PTA連絡協議会(役員会・理事会)	モデル事業スタート(～3月末)	9/5
	11			
10月	18			
	25			
	2			
	9	第6回 意見交換会(ラウンドテーブル) I ラーケーション・モデル事業の実施状況の確認 :モデル事業地域における様々工夫や、学校独自の工夫について II 各市町村教委で実施可能なラーケーションについて	参加地域(校数) ・〇〇市(〇校) ・〇〇市(〇校) ・〇〇市(〇校) ・〇〇町(〇校)	10/3 10/20 尾張
11月	16			
	23			
	30			
	6	11/6 町村教育長会	下旬 三河 11/9 町村	
12月	13			
	20			
	27			11/29
	4			
1月	11			
	18	第7回 意見交換会(ラウンドテーブル) I ラーケーション・モデル事業の実施状況の確認 :モデル事業地域における、取得状況や課題とその対策について II ラーケーション・学校への説明資料提案③ :第2回でいただいたご意見をもとに、次年度用・説明資料を提案する。 III ラーケーション説明リーフレット提案③ :第2回でいただいたご意見をもとに、次年度用・リーフレットを提案する。 IV ラーケーションに対する懸念事項の確認		
	25		R6市町村意向調査	
	1			1/5
2月	8			
	15			
	22		下旬 三河	
	29		R6市町村意向調査のまとめ	2/1 尾張
3月	5	第8回 意見交換会(ラウンドテーブル) I 県民の日ホリデー、ラーケーション 市町村意向調査のまとめ II 「県民の日ホリデー」の成果と課題 :各市町村の状況報告と、成果・課題と、その対策について III 来年度の「休み方改革」実施に向けて		2/8
	12			
	19			2/15 町村
	26	R6ラーケーションに関する通知文発送		
3月	4			3/7
	11			
	18			
	25			



Q1 愛知県は、どうして「ラーケーションの日」を作ったのですか。

A1 県内では、土曜日に働いている方が約45%、日曜日に働いている方が約30%おられ、休みの日に子供と一緒に過ごすことが難しいご家庭が少なくありません。そうしたご家庭でも子どもと一緒に学び、休むことのできる日として、「ラーケーションの日」を作りました。

Q2 「ラーケーションの日」は連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年に繰り越すことはできますか。

A2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q3 急きょ休みが取れることになった場合、前日に「ラーケーションの日」を届け出ることはできますか。

A3 前日でも、「ラーケーションの日」を届け出ることはできますが、しっかりとした計画を立てて学習活動を行っていただきたいので、早めの届け出をお願いします。

Q4 保護者が申し出をすれば、どこかに旅行に出かけてもよいのですか。

A4 ラーケーションは、ラーニング(学び)＋休暇(バケーション)であり、「学び」の要素のある活動を学校外で行う日が、「ラーケーションの日」となります。旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりに活動ですので、家庭でよく話し合い、学びのある活動を計画してください。

また、出かけずに家の中で行う学びのある活動でも「ラーケーションの日」となることがあります。

<ラーケーションに関するお問い合わせ先>

■ 制度全般に関すること

愛知県教育委員会 義務教育課 052-954-6799

■ 申し出などに関すること

〇〇市教育委員会 学校教育課 0000-00-0000

〇〇市立〇〇小学校 0000-00-0000